

長門市監査公表第2号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成31年3月22日

長門市監査委員 岸 田 弘 稔

長門市監査委員 大 草 博 輝

目 次

I 監査の概要

第1	監査のテーマ	1
第2	監査の趣旨	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の対象部局	1
第5	監査の期間	2
第6	監査の方法	2
第7	監査の着眼点	2

II 補助金等の交付状況

第1	補助金等	3
第2	事前調査の結果	3
第3	実地監査の結果	9

III 監査意見

第1	個別意見	12
第2	総括意見	15

参考資料

資料1	実地監査対象補助金等一覧表	17
資料2	長門市補助金等の交付手続等に関する規則	19

(注) 文中の金額及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理している。

I 監査の概要

第1 監査のテーマ

補助金等に係る事務の執行について

第2 監査の趣旨

補助金については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められており、この規定に基づき、公益上必要があると認めた場合に対価なくして交付される給付金である。

したがって、どのような公益性に対して必要性を認め、当該給付により、どのような成果を求めるかについて明確にし、適正かつ公正に執行する必要がある。

本市では、補助金の交付の基準を明確化するため、長門市補助金の交付に関する基準（以下「交付基準」という。）を平成 18 年度に策定している。

さらに、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、事務の適正な運営を図るための基本的事項として、平成 20 年度に長門市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 20 年規則第 46 号。以下「交付規則」という。）を定めている。

しかしながら、これまでの定期監査において、補助金等の交付申請書あるいは完了実績報告書等の十分な審査が行われていないなど、事務手続きの適正化を欠くものが散見された。

そこで、事務手続きの適合性（合规性）とともに、補助金等が担う役割やその目的、補助効果の分析が適切に行われているかを検証し、今後の補助金等交付事務の適正な執行に資することを目的として、自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき監査を実施した。

第3 監査の対象

平成 29 年度長門市一般会計の事業に係る補助金等

第4 監査の対象部局

企画総務部、市民福祉部、経済観光部、建設部、消防本部、教育委員会、議会事務局、三隅支所、日置支所及び油谷支所

第5 監査の期間

平成30年4月25日（水）から平成31年2月28日（木）まで

第6 監査の方法

監査対象部局等に対して、平成29年度における補助金等の交付実績や事務処理状況等について事前調査を実施し、調査票及び関係書類の提出を求めて全体的な把握をするとともに、その中から必要なものについて実地監査を行った。

なお、実地監査は、主として財源に国庫支出金または県支出金を含まない補助金等とし、歳出予算科目の支出済額がおおむね200万円以上のものを選定した。

また、監査の過程において、疑義の生じたもの等については、財務事務等主管課（総務課、財政課、会計課）からも見解等を聴取した。

第7 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

- （1）補助金交付要綱等は整備されているか
- （2）交付手続は適切に行われているか
- （3）履行（実績）確認は適切に行われているか
- （4）補助事業の検証は行われているか
- （5）市が団体等の事務局となっている場合、内部統制は図られているか
- （6）その他

Ⅱ 補助金等の交付状況

第 1 補助金等

1 補助金

自治法上の補助金の定義については、Ⅰの第2(監査の趣旨)で述べているが、行政事例(昭和28年6月29日)では、「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」としている。

したがって、「公益上の必要性」の有無が補助金等を交付する際の重要な判断基準となる。

2 市における規定

本市においては、交付規則第1条(趣旨)において、補助金等に係る事務の適正な運営を図るため、法令その他特別な定めがあるものを除くほか、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する市長の権限等に関し基本的事項を規定している。

また、交付規則第2条(定義)において、「補助金等」とは、市が交付する補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(市長が指定するものを除く。)と規定している。

補助金等の交付にあたっては、交付規則の適用はもちろんのこと、長門市財務規則(平成17年規則第57号。以下「財務規則」という。)が適用される。

なお、補助金等の対象経費や補助率等は、事業によって様々であること等から、補助金等の交付手続に関し必要な事項は、別に定めることとなっており、交付要綱等に定められている。

第 2 事前調査の結果

本市の補助金等については、行政水準を維持するため、市政の課題に取り組む補助金等や特定の施策の奨励等のための活動等に補助しているものなどがある。

今回、監査の対象とした補助金等は、平成29年度長門市一般会計の歳出予算科目で「負担金、補助及び交付金」のうち、負担金や一部の交付金、公営企業への補助金などを除き、交付規則第2条で区分される補助金等222件とした。

平成29年度に支出した補助金等の決算総額は913,946千円であり、歳出総額20,286,222千円に対して4.5%の割合となっている。

1 歳出予算科目別（款別）

（表 1）補助金等の款別の交付状況

（単位：件、円、％）

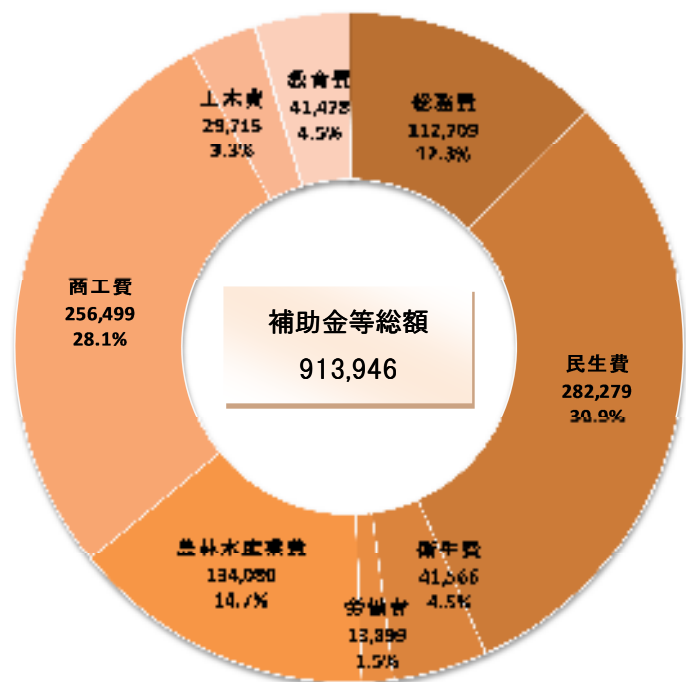
款別	対象件数	予算現額	支出済額	構成比
議会費	1	1,485,000	1,162,974	0.1
総務費	41	119,709,200	112,709,019	12.3
民生費	31	327,140,900	282,279,187	30.9
衛生費	15	44,975,000	41,565,769	4.5
労働費	4	15,946,000	13,899,400	1.5
農林水産業費	52	146,842,774	134,079,796	14.7
商工費	32	273,795,000	256,498,971	28.1
土木費	6	78,867,120	29,714,600	3.3
消防費	4	765,000	558,920	0.1
教育費	35	44,526,000	41,477,721	4.5
災害復旧費	1	800,000	0	0.0
合計	222	1,054,851,994	913,946,357	100.0

（単位：千円）

最も多いのは、民生費で 282,279 千円（補助金等総額に占める割合は 30.9％）が支出されている。

次いで、商工費が 256,499 千円（同 28.1％）、農林水産業費が 134,080 千円（同 14.7％）、総務費が 112,709 千円（同 12.3％）などとなっている。

最も少ないのは、消防費が 559 千円、次いで議会費が 1,163 千円となっている。



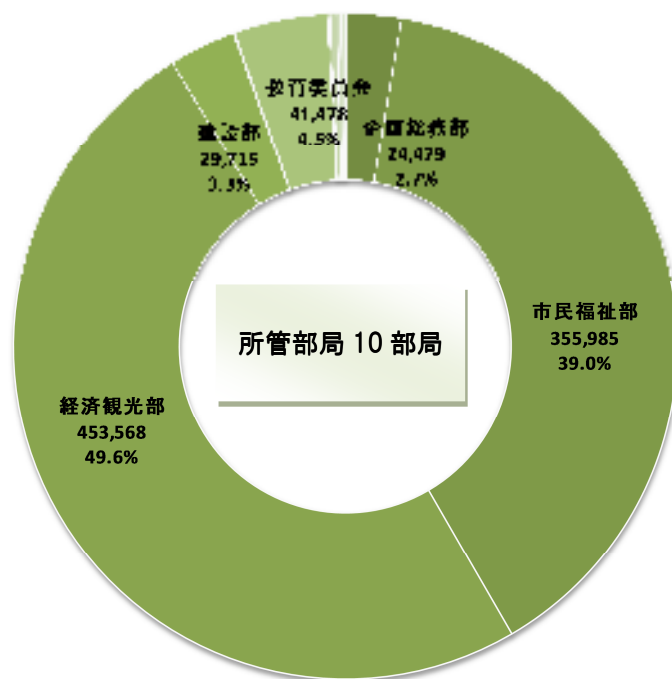
2 所管部局別

(表 2) 補助金等の所管部局別の交付状況

(単位：件、円、%)

所管部局別	対象件数	予算現額	支出済額	構成比
企画総務部	23	28,623,520	24,478,741	2.7
市民福祉部	54	406,939,900	355,985,234	39.0
経済観光部	95	486,645,454	453,568,167	49.6
建設部	6	78,867,120	29,714,600	3.3
消防本部	4	765,000	558,920	0.1
教育委員会	35	44,526,000	41,477,721	4.5
議会事務局	1	1,485,000	1,162,974	0.1
三隅支所	2	3,000,000	3,000,000	0.3
日置支所	1	2,000,000	2,000,000	0.2
油谷支所	1	2,000,000	2,000,000	0.2
合計	222	1,054,851,994	913,946,357	100.0

(単位：千円)



補助金等の所管部局は10部局(19課、1局、3支所)で、ほぼ全ての部局で補助金等を交付している状況となっている。

最も多いのは、経済観光部で453,568千円(補助金等総額に占める割合は49.6%)が支出されており、対象件数についても95件で最多となっている。

次いで、市民福祉部が355,985千円(同39.0%、54件)、教育委員会が41,478千円(同4.5%、35件)などとなっている。

最も少ないのは、消防本部が559千円(4件)、次いで議会事務局が1,163千円(1件)、日置支所及び油谷支所が各2,000千円(1件)などとなっている。

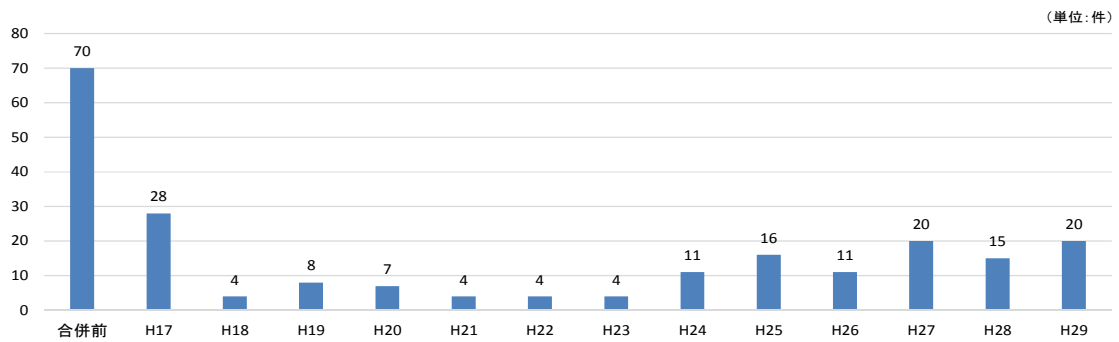
3 補助金等交付事務の概要

各部局に対し、事前調査票及び関係書類の提出を求めた結果、平成 29 年度の補助金等交付事務の概要は、次のとおりである。

(1) 補助事業の開始年度

補助事業を開始した年度別にみると、合併前から継続して実施されている事業は 70 件で、合併以降に創設された補助事業は 152 件となっている。

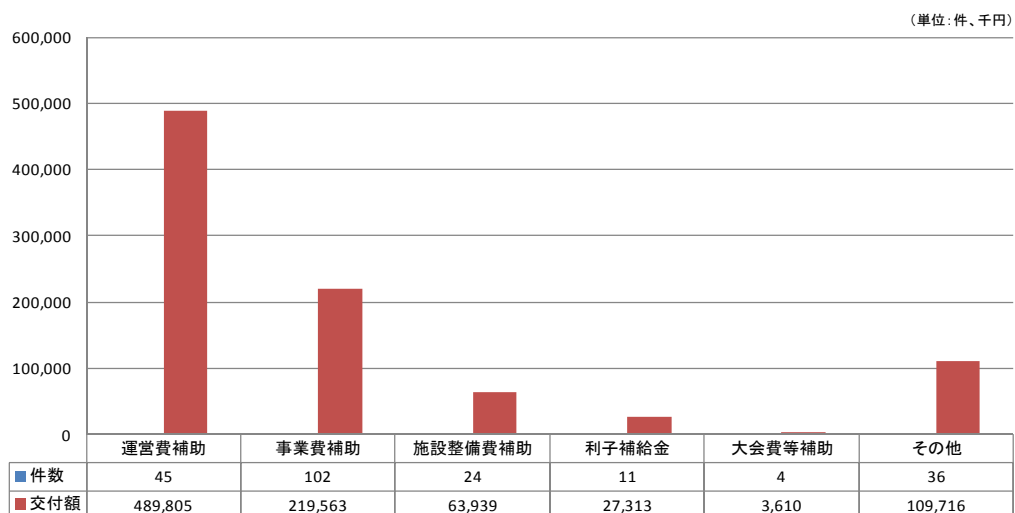
なお、平成 29 年度に創設された補助事業は 20 件で、財源が単独市費によるものとしては水産業振興対策事業費補助金と長門湯本温泉観光まちづくり推進事業費補助金の 2 件であり、18 件は国庫補助金等を財源としていた。



(2) 補助対象経費の性質

対象経費の性質により補助事業を分類すると、事業費補助が 102 件と最も多く、次いで運営費補助が 45 件となっている。

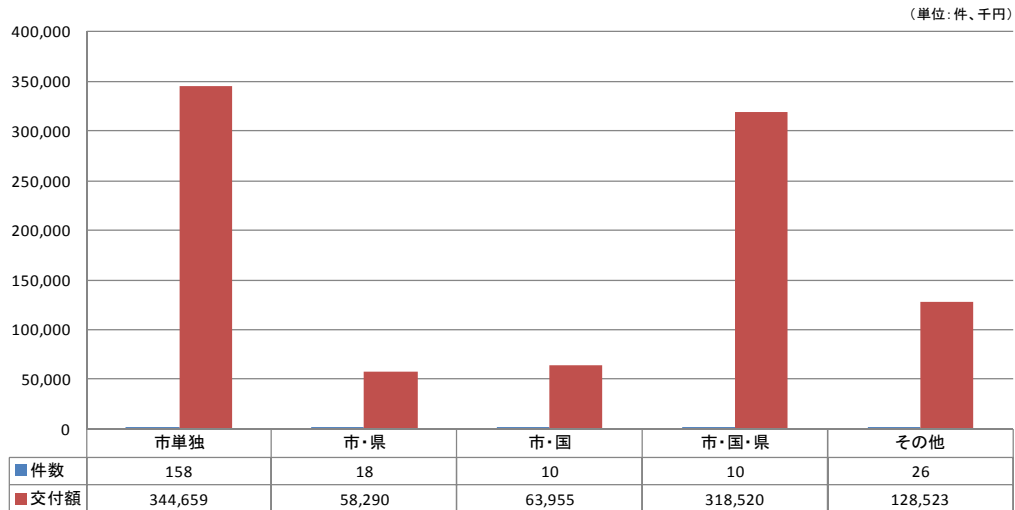
しかしながら、交付額については、運営費補助が 489,805 千円と最も大きく、補助金等総額に占める割合は 53.6%となっている。



(3) 補助金等の財源

補助金等交付を財源別でみると、単独市費による補助金等が158件、344,659千円と最も多かった。

なお、その他の財源については、一般財団法人自治総合センターからの助成金や地方債、基金の取崩しなどとなっている。



(4) 交付に係る根拠法令等

交付に係る根拠法令等については、216件の事業において交付要綱等を定めていた。

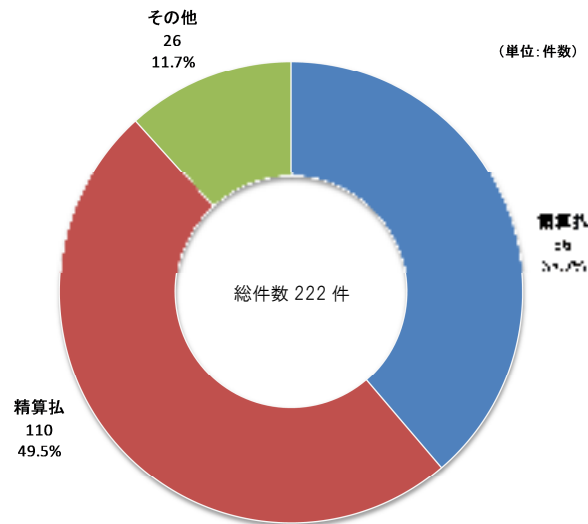
なお、交付要綱を定めていない事業については、特定の補助事業者に対する当年度限りの補助などであり、伺い定めにより実施されていた。

所管部局別	補助対象事業に係る個別要綱を交付の根拠とするもの	市補助金等規則のみを交付の根拠とするもの	合計
企画総務部	22	1	23
市民福祉部	52	2	54
経済観光部	93	2	95
建設部	6	0	6
消防本部	4	0	4
教育委員会	34	1	35
議会事務局	1	0	1
三隅支所	2	0	2
日置支所	1	0	1
油谷支所	1	0	1
合計	216	6	222

(5) 補助金等の支出方法

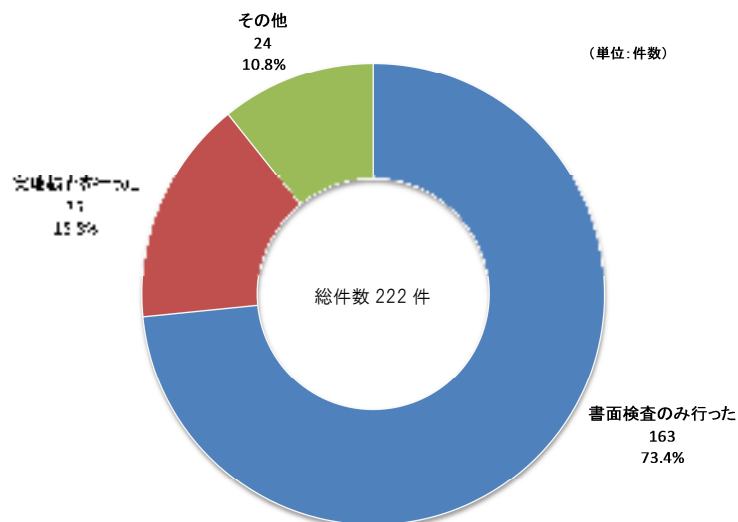
補助金等の支出方法について、概算払が 86 件 (38.7%)、精算払が 110 件 (49.5%) となっている。

なお、交付実績がなかったものや、概算払と精算払の両方により支出したものはその他に分類している。



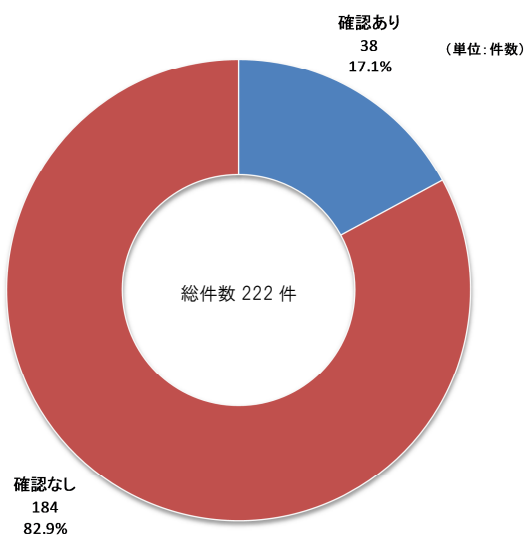
(6) 実績等の検査方法

履行確認に係る実績等の検査方法について、現地検査を行った事業は 35 件 (15.8%) となり、163 件 (73.4%) の事業が書面検査のみとなっている。



（７）補助事業の効果の確認

補助事業の効果の確認のための指標や目標を設定し、効果を確認しているものは 38 件（17.1％）となり、184 件（82.9％）の事業で効果が確認されていなかった。



第３ 実地監査の結果

実地監査は、事前調査の結果を踏まえて、主として財源に国庫支出金または県支出金を含まない補助金等で、歳出予算科目の支出済額がおおむね 200 万円以上の 53 事業を選定して実施した。（17 ページ、一覧表参照）

実地監査の結果は、以下のとおりである。

１ 交付要綱等の整備状況等について

ア 交付要綱等の整備状況

交付要綱等を定めている	50 (94.3%)
交付要綱等を定めていない	3 (5.7%)

多くの事業において、交付要綱等を定めていたが、交付要綱等を定めていないものが 3 件あった。

また、本来適用すべき要綱ではないものや、適用すべき事業に対し、要綱等の改正を行うことなく補助金等の交付を行っているものがあった。

イ 交付要綱等の規定内容

交付要綱等の規定内容は、おおむね適正であったが、補助率が定められていないものの中には、補助金額の算定の根拠が客観的に確認できないものがあった。

2 交付手続の適正性について

補助金等の交付申請から審査、交付決定、補助金等の支出などの一連の交付事務については、おおむね適正に行われていた。

しかしながら、申請に基づき交付決定した内容と実績に乖離があるにもかかわらず、変更申請などの手続きが執られていないものがあった。

また、交付決定において、長門市事務決裁規程（平成 17 年訓令第 4 号。以下「決裁規程」という。）第 7 条に規定されている決裁権者以外の者が決裁しているものがあった。

3 履行（実績）確認について

履行確認の方法

書面審査のみ行っている	45 (84.9%)
実地検査を行っている	5 (9.4%)
その他	3 (5.7%)

補助事業の履行（実績）確認の方法として、多くの事業が書面審査のみで実地検査を行っていなかった。

履行確認については、実績報告書による確認や、所定の提出資料及び必要に応じて追加で求めた証拠書類等により確認を行っており、履行（実績）確認はおおむね適正に行われていた。

しかしながら、提出書類のみでは補助事業者の支払状況まで十分確認できないものもあった。

また、概算払により交付された補助金等について、精算手続きがされていないものがあった。

さらに、精算手続きがされているものの、年度内に戻入処理がされていないものがあった。

4 補助事業の検証について

ア 補助事業の効果の確認

指標や目標を設定している	8 (15.0%)
指標や目標を設定していない	45 (85.0%)

補助事業の効果の確認について、多くの事業において指標や目標が設定されていなかった。

設定していない理由については、成果指標のような数値によって効果を測定し難いためなどとしている。

指標や目標を設定している場合の検証結果の活用については、特に明文化したものは作成していないが、効果の結果を踏まえた次年度の施策へ反映しているものが7事業、評価に係る調書等を作成し、次年度の施策へ反映しているものが1事業であった。

イ 補助金等の見直し

交付要綱等に規定している	1 (1.8%)
交付要綱等に規定していない	52 (98.2%)

多くの事業において、補助事業の見直しについて、交付要綱等に規定していなかった。

5 市が団体等の事務局となっている補助事業について

実地監査の対象とした53事業のうち9事業において、市が団体等の事務局となっていた。

このうち、事務局及び経理事務処理に関する規程等を整備している団体は1団体のみであった。

Ⅲ 監査意見

第 1 個別意見

本市では、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する市長の権限等に関する基本的な事項を定めた交付規則を制定し、補助金等に係る事務の適正な運営が図られているところである。

また、監査の着眼点については、この交付規則に基づき、交付事務の適正な執行が図られているかを主眼としたところである。

監査の結果、留意改善すべき点が認められたところであることから、今一度、交付規則の趣旨を踏まえ、個別意見として交付規則の条項ごとに整理したので、今後の事務執行において適切に対応されたい。

(1) 交付規則第4条（補助金等の交付の申請）について

ア 第1項及び第2項では、補助事業等の目的及び内容、経費の配分などや添付する書類について、その使途の透明性や効果などが明確になるよう、申請に必要な事項が規定されている。

また、別途、要綱等を定め、申請書に記載すべき事項及び添付する書類等を規定しており、今回確認した多くの補助事業において、要綱が作成され、要綱に基づき交付されていた。

しかし、要綱上、補助対象者や補助対象事業については規定しているが、補助金の額の算定基準（補助率、上限額等）や対象経費を明記していないものがあり、申請された事業内容や対象経費が適切なものであるかどうか、客観的に判断ができないものがあった。

補助金等の交付にあたり、補助事業者の活動全てを補助対象としているものではなく、補助対象となる項目や対象経費、補助率等の基準を設け、補助金の使途を明確にする必要があることから、基準の明確化について検討されたい。

イ 補助事業を協議会や実行委員会などの任意団体等が実施する場合に、規約・会則や構成員名簿、団体内での議事録などが添付されていないものが見受けられた。

交付規則等では、そこまでの資料等の提出について求めているものはないが、団体等が補助事業を適正かつ効果的に実施できるか客観的に判断するためにも、規約・会則、議事録などの資料の提出を求めて、確認する必要がある。

(2) 交付規則第5条（補助金等の交付の決定）について

ア 補助金等の交付の決定については、決裁規程により、市長又は専決者により決裁すべきとされているが、この規程が遵守されていないものがあったので、留意改善されたい。

イ 自治法第232条の2に基づいて行う補助は、その多くが私法上の贈与に類する「負担付贈与契約」であり、市長が団体等の長となって補助事業を実施する場合、民法（明治29年法律第89号）第108条（自己契約及び双方代理）の規定により双方代理が禁止されていることから、留意改善されたい。

(3) 交付規則第6条（補助金等の見直し時期の設定）について

ア 同条では、補助金等の見直し時期を設定することができると規定されているが、見直し時期が設定されていないものがあった。

補助金等は、公益上の必要性が認められるとした場合でも、本市の財政状況や財政規模を考慮した場合、当該補助制度が必要なのか、必要があるとした場合でも、補助対象や金額の妥当性について、十分検討する必要がある。

交付基準においても、補助が長期にわたる場合、既得権化等の様々な課題があることから、適切な見直しを逐次行うこととしているので、終期の設定等、見直しを実施されたい。

イ 補助事業の効果の測定について、測定方法や確認方法が設定されていないものがあった。

また、効果の測定がされていないことで、事業の見直しがされず、補助金等の支出が長期化している状況も見受けられたところである。

補助金等の交付が客観的に公益上必要であることを説明するために、指標や目標等を設定し、その効果を検証する必要があるので留意されたい。

(4) 交付規則第7条（補助金等の交付の条件）について

同条では、補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更については、市長が定める軽微な変更を除いて、市長の承認を受けるよう、条件を付することが規定されている。

しかしながら、条件が付されていないものや、事業内容に大幅な変更があったものの、変更の手続きが行われていないもの、また、事業期間終了後に変更手続きが行われているものがあったので、留意改善されたい。

(5) 交付規則第13条（実績報告）について

ア 履行（実績）確認においては、実績報告書等の書面審査のみ行い、補助

金の額を確定しているものが見受けられたが、この中には、提出書類だけでは補助事業者の支払状況が十分に確認できないものがあった。

これについては、支払状況の確認に膨大な労力を要するなどの個別の事情もあると思われるが、一部を抽出しての実地検査の実施や、必要に応じて適切な証拠書類の提出を求めるなど審査・確認の方法を検討されたい。

イ 個別の要綱等で決算書の提出を義務付けているものがあるが、補助事業者の規模や種類等によって決算書の作成方法は様々であり、運営費補助のように補助対象経費が明確に定められていない状況のもとでは、決算書だけで補助金等の使途の適正性を確認することは困難であった。

したがって、補助対象経費を明確にすることはもちろんであるが、補助金等の使途が対外的にも容易に説明できるよう、運営費補助から事業費補助への転換を図るなど、改善を検討されたい。

(6) 交付規則第 14 条（補助金等の額の確定）について

ア 補助金の額の確定において、補助金額の算出根拠が明示されていないため、補助金額の算定の適否が判断できないものがあった。

補助金額の算定に当たっては、収支内訳書、領収書など、よりの確な書類の提出を求め、算出金額が適正であることを確認した上で、額の確定に努められたい。

イ 概算払を行った補助金等について、財務規則第 79 条の規定に基づく精算手続きがされていないものがあった。

概算払をした場合には、年度内の精算が必要であるため、留意改善されたい。

(7) 交付規則第 18 条（財産の処分制限）について

補助事業により取得した財産等について、処分等に制限を設けているが、財産の取得を行っているにもかかわらず、財産に係る処分の制限について教示しているものはなかった。

補助事業により取得した財産を適切に管理するためにも、交付決定時や額確定時の通知書等で明示されたい。

(8) その他

ア 補助対象経費の消費税等相当額の取扱いについて、消費税等の課税事業者が、補助金等の交付を受けながら、他方でその対象経費中の消費税相当額を消費税等の算定において仕入控除税額として取り扱った場合、消費税等相

当額に関して補助と還付の二重の受給となり、補助事業者が実質的に負担しない消費税等相当額に対して補助金を交付することとなるため、消費税等の取扱いについて留意されたい。

イ 市が事務局となっている任意団体等の事務について、事務局及び経理事務処理に関する規程等の整備がされていないもの、また、定められていても決裁や公印の取扱いなどの必要な項目が規程に無いものがあった。

このような団体では、慣例や裁量による運用、事務処理が行われることなどが懸念される。

内部けん制体制を確保する上から、市が事務局となる場合の規程の整備や役割分担、権限を明確にし、事務局及び経理事務処理に関する規程等の整備を検討されたい。

第2 総括意見

本市においては、平成 29 年 10 月、長門市行政改革懇話会から、持続可能な財政運営の必要性について、「歳出の削減について、補助金については、現在、団体等に交付しているものについて、公益上必要があるか否か、根本から見直すことを検討されたい。」との提言がなされた。

また、平成 30 年 3 月に策定された第 4 次長門市経営改革プランでは、引き続き、補助金の見直しを行政改革の大きな取り組みの一つとして位置づけ、未来につながる行政経営（量の改革）を推進するとされたところである。

今回の行政監査は、地方行政体制及びガバナンスのあり方が問われている中で、補助金等の事務処理における問題点を明らかにし、全庁的な改善に結びつけることを目的として、補助金等に係る事務の執行をテーマとして実施した。

監査の結果、留意改善及び検討されたいことは、個別意見で述べたとおりであり、今後の事務執行において適切に対応されたい。

本市では、交付基準に基づく補助金の適正化を図ることとしているが、今回の監査において、補助金の見直しが進んでいるとはいえないものもあった。

補助金等については、その性質上、直接的な反対給付を伴わない支出であり、その財源の多くには市民の税金が使われていることから、必要性について市民の理解が十分に得られるものでなければならず、補助金制度全般における透明性を確保し、補助金等の効果を検証されるとともに、適宜、見直しを検討されるよう望むものである。

参 考 資 料

目 次

資料 1	実地監査対象補助金等一覧表-----	17
資料 2	長門市補助金等の交付手続等に関する規則-----	19

資料 1

実地監査対象補助金等一覧表

(単位：円)

No.	所管課	事業名（細節名）	決算額
1	企画政策課	長門市世界大会等キャンプ招致委員会補助金	5,100,000
2	企画政策課	みすゞ燦参SUN開催費補助金	2,000,000
3	企画政策課	地域文化育成支援事業費補助金	6,000,000
4	(企総)総務課	自治宝くじ助成事業費補助金	2,000,000
5	防災危機管理課	防犯灯LED更新事業費補助金	2,644,000
6	防災危機管理課	長門市防犯対策事業費補助金	2,000,000
7	市民活動推進課	地区集会所建設費助成金	4,220,620
8	市民活動推進課	自治宝くじ助成事業費補助金	17,500,000
9	市民活動推進課	地域づくり協議会モデル事業費補助金	5,466,236
10	市民活動推進課	提案型助成事業費補助金	3,579,134
11	生活環境課	浄化槽設置整備事業費補助金	4,672,000
12	生活環境課	浄化槽維持管理費補助金	3,762,000
13	生活環境課	廃棄物処理手数料激変緩和と事業費補助金	3,636,600
14	生活環境課	通・大日比地区し尿収集等業務費補助金	4,000,000
15	福祉課	社会福祉協議会運営費補助金	39,182,000
16	福祉課	障害者福祉タクシー利用費補助金	12,620,500
17	福祉課	敬老会開催事業費交付金	7,727,000
18	健康増進課	救急医療対策事業費（病院群輪番制）補助金	12,567,000
19	健康増進課	小児医療病床確保対策事業費補助金	5,340,000
20	子育て支援課	ちびなが商店街開催費補助金	2,700,000
21	子育て支援課	児童養護施設建設資金借入金元利補給金	2,454,262
22	商工水産課	シルバー人材センター運営費補助金	9,741,000
23	商工水産課	地域雇用創出事業費補助金	3,700,000
24	商工水産課	種苗放流事業費補助金	5,100,000
25	商工水産課	長門市水産物需要拡大推進事業費補助金	2,000,000
26	商工水産課	水産業振興対策事業費補助金	2,000,000
27	商工水産課	キジハタ種苗放流事業費補助金	2,482,000
28	商工水産課	乗合タクシー運行事業費補助金	10,137,600
29	商工水産課	長門市JR利用促進協議会補助金	3,663,982
30	商工水産課	新たな公共交通運行事業費補助金	5,863,740
31	商工水産課	創業促進事業費補助金	10,059,000
32	商工水産課	長門市商工会・商工会議所補助金	21,392,000

No.	所管課	事業名（細節名）	決算額
33	商工水産課	地域商業活性化支援事業費補助金	3,000,000
34	商工水産課	中小企業長期経営安定資金融資保証料補助金	4,631,646
35	商工水産課	住宅リフォーム助成事業費補助金	10,352,000
36	農林課	優良繁殖雌牛導入事業費補助金	3,023,000
37	農林課	畜産環境保全対策事業費補助金	2,326,655
38	農林課	肥育素牛購入費補助金	4,180,000
39	観光課	集客イベント重点支援事業費補助金	9,304,134
40	観光課	二次交通対策事業費補助金	4,732,729
41	観光課	観光協会組織基盤強化事業費補助金	24,788,777
42	成長戦略推進課	道の駅開設準備経費補助金	16,462,485
43	成長戦略推進課	長門湯本温泉観光まちづくり推進事業費補助金 ※市民意識醸成分	500,000
44	建築住宅課	高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助金	13,210,000
45	三隅支所	各地区ふるさとまつり開催費補助金	2,710,000
46	日置支所	各地区ふるさとまつり開催費補助金	2,000,000
47	油谷支所	各地区ふるさとまつり開催費補助金	2,000,000
48	教育総務課	学校生活支援事業費補助金	2,000,000
49	教育総務課	山口県体育大会等出場費補助金	2,588,393
50	学校教育課	私学振興費補助金	2,451,840
51	生涯学習スポーツ振興課	長門市体育協会補助金	11,984,243
52	生涯学習スポーツ振興課	スポーツ振興会補助金	3,260,000
53	生涯学習スポーツ振興課	ウルトラマラソン開催事業費補助金	3,207,410

資料 2

○長門市補助金等の交付手続等に関する規則

(平成 20 年 6 月 6 日規則第 46 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、補助金等に係る事務の適正な運営を図るため、法令その他特別な定めがあるものを除くほか、補助金等の交付に関する手続、補助金等の交付を受ける者の負担する義務及びその者に対する市長の権限等に関し基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、助成金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金(市長が指定するものを除く。)をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助金等の交付の決定を受け、補助事業等を行う者をいう。

(関係者の責務)

第 3 条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が、市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、法令、条例、規則等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者は、補助金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令、条例、規則等及びこれらの規定に基づく市長の命令並びに補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定された期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (2) 補助事業等の目的及び内容
 - (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - (4) 交付を受けようとする補助金等の額及び算出基礎
 - (5) その他市長が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者の営む主な事業
 - (2) 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の経費の負担者、負担額及び負担方法
 - (3) 補助事業等の効果
 - (4) その他市長が定める事項
- 3 第 1 項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、市長の定めるところにより省略することができる。

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金等の交付を適当と認めたときは、速やかに補助金等の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の見直し時期の設定)

第6条 市長は、補助金等の交付決定をする場合において、別に定めるところにより補助金等の見直し時期を設定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により設定した見直し時期が到来した補助金等については、その効果、必要性、緊急性、公平性等を勘案した上で、見直しを行うものとする。

(補助金等の交付の条件)

第7条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 2 市長は、前項に規定するもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに申請者に対し、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、補助金等を交付しないことに決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、次に掲げる事情が生じたときは、補助事業等のうち既に経過した期間にあたる部分に係るものを除き、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者が補助事業等を遂行するために必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の経費を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合(補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げるものについて補助金等を交付するものとする。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

(補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、市長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行の命令)

第12条 市長は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業等を行うべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、市長の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した報告書を市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

(補助金等の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対し、命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号のほか、補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、第14条の規定に基づく補助金等の額の決定があつた後にも適用があるものとする。
- 3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) その他市長の定めるもの

(関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(調査等)

第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に関係帳簿書類等その他の物件を調査させることができる。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。